

資料 4

医師の働き方改革に
関する事項について

特定労務管理対象機関の指定について

1 趣旨

令和6年4月1日から、医師について、労働基準法による時間外労働の上限規制の適用が開始される。

このことに伴い、医師をやむを得ず年 960 時間を超える時間外・休日労働に従事させる必要がある医療機関は、医療機関勤務環境評価センター（以下、「評価センター」という。）の評価を受けた上で、県から特定労務管理対象機関の指定を受ける必要がある。

改正後の医療法（令和3年法律第49号、以下「改正医療法」という。）第113条第5項により、「特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。」とされており、今回、宮崎大学医学部附属病院から特定労務管理対象機関の指定申請があったため、本審議会にて意見を伺うもの。

2 申請内容について

宮崎大学医学部附属病院から申請のあった内容については、以下のとおり。

- (1) 医療機関名：宮崎大学医学部附属病院
- (2) 所在地：宮崎市清武町木原 5200
- (3) 指定の種類等：

区分	水準適用理由	指定要件確認結果
特定地域医療提供機関 (B水準)	県内の救急医療等を担うため	適
連携型特定地域医療 提供機関(連携B水準)	他の医療機関に医師派遣を 行うため	

- (4) 指定期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3 方針案

申請内容については、改正医療法に基づく指定要件に適合していることを、県において確認(【資料4-2】)しており、地域の医療提供体制の構築方針等の議論と整合性があるものとする。ついでには、今回申請のあった宮崎大学医学部附属病院について、特定労務管理対象機関の指定を行うこととしたい。

4 今後のスケジュール

1	令和6年1月22日	医療審議会	法定意見聴取
2	令和6年1月22日以降	医療審議会後	指定についての県知事通知

特定労務管理対象機関要件の充足状況（宮崎大学医学部附属病院）

【特定地域医療提供機関：B水準】

項目	指定要件	確認状況	備考	根拠法令等
1	三次救急医療機関	適		改正医療法 第113条 第1項第1号
	二次救急医療機関かつ「年間救急車受入台数 1,000 台以上 又は年間での夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上」かつ 「医療計画において5 疾病5 事業の確保のために必要な 役割を担うと位置付けられた医療機関」	-	-	
	在宅医療において特に積極的な役割を医療機関	-	-	改正医療法 第113条 第1項第2号
	公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地 域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関	-	-	医師の働き方 改革の推進に 関する検討会 中間とりまとめ
	特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理 が求められ、代替することが困難な 医療を提供する医療機関	適	都道府県がん診 療連携拠点病 院、総合周産期 母子医療センタ ー、特定機能病 院	改正医療法 第113条 第1項第3号
2	36 協定において年 960 時間を超える時間外・休日労働に關する 上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在する。	適		-
3	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する 医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働 時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に 関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に 関する事項が全て記載されている。	適	評価 センター	改正医療法 第113条 第3項第1号
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体 制が整備されている。	適	評価 センター	改正医療法 第113条 第3項第2号
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。	適		改正医療法 第113条 第3項第3号
	B水準を適用することが地域の医療提供体制の 構築方針（医療計画等）、地域医療構想と整合的であり、 地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提 とせざるを得ない。	適		-

特定労務管理対象機関要件の充足状況（宮崎大学医学部附属病院）

【連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）】

項目	指定要件	確認状況	備考	根拠法令等
1	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関	適		改正医療法 第118条第1項
2	36協定においては年960時間以内の時間外・休日労働に関する上限時間の定めをしているが、副業・兼業先での労働時間を換算すると、時間外・休日労働が年960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している。	適		-
3	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。 ・派遣先（副業先）に対する労働時間短縮の要請が記載されている。 	適	評価センター	改正医療法 第113条 第3項第1号
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。	適	評価センター	改正医療法 第113条 第3項第2号
5	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。	適		改正医療法 第113条 第3項第3号
	医師の派遣が医療提供体制の確保のために必要と認められ、連携B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計等）地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。	適		-

医療機関勤務環境評価センターの評価結果一覧（令和6年1月 日現在）

	医療機関名	特定労務管理対象機関 指定日・指定の種別	医療機関勤務環境評価センターの評価結果			県による支援の方針
			通知日	評価結果	指摘事項・助言等	
1	宮崎大学医学部附属病院	令和6年1月 日 特定地域医療提供機関（B水準） 連携型特定地域医療提供機関 （連携B水準）	評価23-92号 2023年9月29日	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組は行われているが、さらなる改善に向けて取り組む必要がある。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。	医療勤務環境改善支援センターを通じ、医療労務管理アドバイザーの個別訪問による相談対応や研修会の実施など、医療機関の状況に応じ、必要な支援を行う。

特定労務管理対象機関の指定について

資料4（参考）

令和6年4月から勤務医の時間外・休日労働の上限規制が適用

原則			
全ての労働者	医師はR6から適用	月45時間以下 年360時間以下	
例外			
一般の労働者		月100時間未満 複数月平均80時間以下 年720時間以下	
医師	一般の勤務医 A水準	月100時間未満（例外あり） いずれも休日労働含む	2035年度 までの特例
	地域医療確保のために派遣され、 通算で長時間労働となる医師 連携B水準	月100時間未満（例外あり） いずれも休日労働含む <small>連携B水準は派遣元・派遣先それぞれ の上限が年960時間以下となり、 合計で年1,860時間以下とする必要あり</small>	
	地域医療確保に欠かせない機能 （3次救急等）を持つ医療機関 の勤務医 B水準		
	短期間で集中的に症例経験を積 む必要がある医師（研修医等） C-1、C-2水準	月100時間未満（例外あり） いずれも休日労働含む	

月100時間以上となる場合（例外適用時）の義務

面接
指導



- ・連続勤務期間制限28時間
- ・勤務時間インターバル9時間の確保
- ・インターバルを確保できなければ代休を取得

一般の勤務医は努力義務

医療法の改正により、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置について整備

【医療機関】

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関は、医師労働時間短縮計画を作成
- ・健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等

【都道府県】

- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関（特定労務管理対象機関）を知事が指定
- ・指定にあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴取

医療機関勤務環境評価センターの評価結果について

1. 概要

- 改正医療法第113条第4項により、県が特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、医療機関勤務環境評価センター（以下、「評価センター」という。）からの評価結果通知書に記載された評価結果を踏まえなければならないとされている。
- 厚生労働省の手順書（「都道府県が行う特定労務管理対象機関の指定に関する手順書」令和5年2月版）によると、評価センターによる評価結果は、次の5つの体系（ ）で示され、4又は5の評価を受けた医療機関の指定を行う際は、必要に応じて評価センターに評価結果の詳細を確認するとともに、労務管理体制の改善見込み、地域医療体制の観点からの特例水準の指定の必要性等を総合的に勘案して、医療審議会における審議を行う必要があるとされている。

< 評価結果の体系 >

1. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。
2. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。
3. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。
4. 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である。
5. 労働関係法令及び医療法に規定された事項（必須項目）に関する医療機関内の取組に改善の必要がある。

2. 評価結果の公表について

- 医療法第111条により、県は各医療機関の評価センターの評価結果を公表しなければならないとされている。
- また、厚生労働省の手順書によると、特定労務管理対象機関の指定結果の公示の時期とあわせて公表し、県による支援の方針を記載することとされている。